

ISSN 2185-9760
大東アジア学論集
The Journal of Daito
Asian Studies
特別号

台頭する中国とアジアの新秩序

The Rise of China and a New Order in Asia

大東文化大学大学院 アジア地域研究科
Graduate School of Daito Bunka University
Department of Asian Area Studies

大東文化大学創立90周年記念国際シンポジウム
国際関係学部分科会論文集
Daito Bunka University 90th Foundation Anniversary International Symposium
Faculty of International Relations Working Group Collected Articles

ISSN 2185-9760

国際関係学部国際学術会議実行委員会 編
2015年3月出版

台頭する中国とアジアの新秩序

The Rise of China and a New Order in Asia

中国的崛起与亚洲的新秩序

目次
Contents
目录

まえがき
Foreword
前言

1. 岡本信広 (Nobuhiro Okamoto)1
(大東文化大学国際関係学部教授)
(Professor of the Faculty of International Relations, DBU)
・中国の都市化とその課題
・ *Urbanization in China and Related Challenges*
・中国的城市化及其课题
2. 邵 建国 (Shao Jianguo)23
(北京外国語大学日本語学部長)
(Dean of the Faculty of Japanese Language, Beijing Foreign Studies University)
・価値観外交の虚像と実像
・ *False Images and Realities of Values-Based Diplomacy*
・价值观外交的假象与真象
3. 鹿 錫俊 (Lu Xijun)33
(大東文化大学国際関係学部教授)
(Professor of the Faculty of International Relations, DBU)
・多角的検証から見る対中認識のあり方——日中戦争への心理的な側面を中心に
・ *Perception Through Multidimensional Verification: Focusing Upon Psychological Aspects of the Sino-Japanese War*
・从多重考察看如何认识中国——通向中日战争的心理侧面
-

4. 中野亜里 (Ari Nakano)49
 (大東文化大学国際関係学部教授)
 (Professor of the Faculty of International Relations, DBU)
 ・中国の「南進」と東南アジア
 ・ *China's "Southern Expansion" and South-East Asian Responses*
 ・ 中国的“南进”与东南亚
5. ド・ティエン・サム (Đỗ Thiên Sâm)65
 (ベトナム社会科学研究院中国研究所所長)
 (Professor and Chief of the Institute of China, Vietnamese Research Academy of
 Social Sciences)
 ・台頭する中国とASEAN・中国関係
 ・ *Rising China and Sino-ASEAN Relations*
 ・ 中国的崛起及东南亚国家联盟与中国的相互关系
6. ラジェスワリ・ピライ・ラジャゴパラン (Rajeswari Pillai Rajagopalan)75
 (インドオブザーバー研究財団上級研究員)
 (Senior Fellow, Observer Research Foundation, India)
 ・中国の台頭と勃興するアジアの戦略的秩序——インドの見解
 ・ *Rise of China and the Emerging Asian Strategic Order: An Indian Perspective*
 ・ 中国的崛起与新兴亚洲的战略性秩序——印度的见解
7. ポール・ミッドフォード (Paul Midford)95
 (ノルウェー科学技術大学教授)
 (Professor, Norwegian University of Science and Technology)
 ・東シナ海における日中の対立と和解
 ・ *Sino-Japanese Conflict and Reconciliation in the East China Sea*
 ・ 东海的中日对立与和解
8. 沈丁立 (Shen Dingli)111
 (復旦大学国際問題研究院副院長・教授)
 (Professor and Associate Dean, Institute of International Studies, Fudan University)
 ・中国の台頭とアジアの対応——海洋紛争の平和的解決
 ・ *China's Rise and Asia's Response: Settling Maritime Disputes Peacefully*
 ・ 中国的崛起与亚洲的反应：和平解决海洋争端

あとがき119
 Postscript
 后记

まえがき

国際関係学部長 新納 豊



本特別号は、2013年11月7日に行われた国際学術シンポジウム『台頭する中国とアジアの新秩序』においてご報告いただいた方々に、当日の報告および討論を踏まえてとりまとめていただいたシンポジウムの最終論文集です。

この国際学術シンポジウムは、大東文化大学創立90周年記念事業の一環として企画され、2013年11月6日・7日の両日にわたって実施されました。第1日は板橋校舎において午後2時より海外からの招聘研究者および本学専任教員の4名による基調講演、そして午後6時からは場所を池袋に移してレセプションパーティーが行われました。第2日は板橋校舎および東松山校舎に於いてそれぞれ分科会が開かれました。板橋校舎では大東文化大学文学部・大学院文学研究科・人文科学研究所の主催で「東西文化交流期における日中両国の文学・語学・芸術・教育・歴史・思想」、そして東松山校舎では大東文化大学国際関係学部・大学院アジア地域研究科・現代アジア研究所の主催で「台頭する中国とアジアの新秩序」というテーマで行われました。午前10時から午後5時までという長丁場でしたが、適度な緊張感の中での報告者相互間のコメントや参加学生からの質疑応答などで盛会の内に幕を閉じました。

このシンポジウムを企画・実施するにあたって、私たちは次の三つを重視しました。一つは、専門家だけが取り組んでいるようなテーマではなく、現代社会に生きる普通の人々が肌で感じているテーマを取り上げることです。グローバル化の進展に伴い、国際社会は宗教・民族・国家等の価値観や利害の対立を広範囲に顕在化させています。そうした中で、今回は中国の急速な経済成長と積極化する対外的政治・軍事力の行使が周辺諸国との間に摩擦や葛藤を引き起こしていることに着目しました。ただし認識をそうした現象面に止めることなく、「中国の台頭」の内実を見極めつつ、それが中・長期的にアジアの政治的・経済的秩序にどのような変動をもたらすのかをテーマとしています。

二つは、周辺諸国との摩擦や葛藤を伴うテーマと関連して、各国のマスメディア等において感情的な対立をおおるような報道もなされており、そのことが事実の正確な理解や冷静な判断の機会を失わせていることが見受けられます。したがって、われわれは目先の利害や感情論に惑わされることなく、どこまでもアカデミックな原則に立脚して事の本質を見極める必要があります。このために、日本と中国といった二国間ではなく、ベトナムやインド、そして欧米など多方面かつ多分野からの報告をしていただきました。

三つは、シンポジウムへの大学院生、学部生の幅広い参加です。これは専門家だけの議論に止めたくないというだけでなく、短期的に解消困難なテーマを若い世代に受け継いで行かなければならないという点からも重要です。このために私たちは事前の説明会・学習会を行うとともに、当日は会場に150名の同時通訳システムを準備しました。

最後に、シンポジウムでご報告いただき、原稿をお寄せいただいた諸先生方、会場設定をはじめ事務万端をサポートいただいた国際関係学部事務室の方々、国際交流センターをはじめ関係各部署の方々、そして本シンポジウムの企画から運営までを担当していただいた実行委員会の先生方に厚く御礼申し上げます。

2014年12月吉日

中国の都市化とその課題－生産要素の観点から



岡本 信広

I. はじめに

2012年の第18回党大会にて、胡錦濤・温家宝体制から習近平・李克強体制に移行した。新政権で首相となった李克強が強調したのが、「新型都市化」である。

都市化が五カ年計画に明記されるようになったのは、第10次五カ年計画(2001～2005)からであるが、基本は農村の都市化であった。第11次五カ年計画(2006～2010)より中国全土での本格的な都市化政策、とくに都市群の開発が開始する[岡本2014b]。

なぜ、中国は都市化を推進するようになったのであろうか。中国の長年来の経済構造転換問題、とくにサービス産業化、投資主導型から消費主導型への転換、環境やエネルギー負担の軽減という課題を解決するにあたって、都市化は有効な経済戦略となりうるからである[岡本2014a]¹⁾。

しかし、中国の都市化を推進するにあたっては、さまざまな課題がある。李克強の「新型都市化」、「以人為本(人を以て本と為す)」という言葉に表れるように、中国の都市化はただ地下鉄、道路、住宅、オフィスビル群を建設することではなく、都市が住民に安心、安全で快適な住環境を提供できるかどうかである。とくに就業、住環境、社会保障などの面で整備が立ち後れている農民工の生活改善は急務の課題だ。

本稿は、中国の都市化の課題とは何かという問いに対し、生産要素市場の都市—農村統一ができるかどうか、であることを示す。すなわち生産要素市場が都市農村で二元化されているという現状から、都市—農村で市場を一元化し、家計、企業の自由な意思決定の結果として、都市化が推進される過程として都市化をとらえている。したがって、本稿は、都市化に付随するもう一つの問題、「統籌城郷」(都市—農村一体化)とは何かという問いにも答えを用意していることになる。

本稿は以下の構成をとる。まず第II節で都市化の歴史をふりかえり、都市—農村が生産要素の流動化という点で断絶していたこと(二元化構造)を示す。第III節で、現在都市化が進められつつあるが、その課題を生産要素市場の一元化という観点から明らかにする。第IV節では、第III節の議論を踏まえて、具体的な改革が試験的に進められている成都と重慶の事例をとりあげる。最後に、まとめとして都市化の課題は、生産要素の流動化、都市—農村の一体化を如何に進めるかであることを主張する。

本論に入る前に、都市、農村について整理しておきたい。

都市とは「他の地域に比べて高い密集性、すなわち相対的に高い人口密度をもち、高密度の土地利用がなされており、同時に未利用地を含めた空閑地が稀少なところ」であり、

「経済学的な言葉で表現すると「非農業的な土地利用が圧倒的であり、第二次産業や第三次産業の経済活動が支配的な地域」である[中村・田淵1997, p.4]。都市は「人と企業の間物理的な距離がない」ことであり、「近接性、密度、身近さ」を持つ[グレイザー2012, p.8]。それに対して、農村は都市の対義語として存在し、人の密集性が低く、農業的な土地利用が中心的な地域である。

したがって、都市化とは人、資金が一部地域に集中していく過程であり、土地が農業用地から工業、サービス業用地へと変化し、ビルやマンションの建設によって土地が効率的に利用されていく過程なのである。

現在の中国の都市化は多面的な側面をもつ²⁾。1つは北京や上海などすでに存在する都市にさらに人や企業が集積していき、郊外が都市化していくケースである。2つ目は経済特区や経済技術開発区の設置によって新たな土地に都市が出現していくケースである。3つ目は農村を代表する行政レベル、県や郷、鎮において小都市化を行うケースである。4つ目は農村(行政村や自然村)を集めて人や企業の集積地をつくる新農村建設である。これらをひっくるめて都市化と呼ぶために、中国では前二者を「城市化」と呼び、後二者を「城鎮化」と呼ぶことが多い。本稿が対象とするのは、どちらかと言えば「城鎮化」の概念に近いが、とくに区別することなく都市化として議論を進めていく。

II. 都市化の歴史

II.1 都市—農村の二元化構造

中国の都市—農村は固定化された二元構造を持っていた。1949年に新中国が成立して以降、中国は計画経済の実施、重工業化の推進を図ることとなった。重工業化には資本が必要である。都市の重工業化に必要な蓄積は農村に求められ、農村は人民公社を通じて蓄積を都市の重工業部門に投資する役割を果たすこととなる。これにより都市は重工業の発展が求められ、農村は重工業を支えるための原材料と蓄積を供給するよう求められた³⁾。

都市と農村の二元化を支える制度が計画経済時代に完成する。それは、戸籍管理であり、糧食配給であり、就業形態であり、土地や住居の扱いであり、社会保障であり、教育でありと、ありとあらゆる分野で都市—農村という二元化構造が固定化された。

易小光等(2013)は、都市—農村の二元化構造を就業、戸籍、土地の三つの観点から説明している。ここでは易等の研究による整理にしたがって二元化構造の歴史を、戸籍による労働移動制限、土地流動の規制としてふり返ってみよう。

(1) 労働移動の制限

1951年に《城市戸口管理暫行条例》が実施された。まず都市部に住む住民の戸籍を世帯ごとに登録しはじめた。1949年から1957年の間は、社会治安の安定、人口統計という目的が主であり、職業選択や移動の自由は保障されていた(1954年憲法でもこれが保証されていた)。しかし実際には1953年の食糧配給制度(いわゆる統一購入、統一販売)が実施されることとなり、1955年より各世帯の人数にしたがって食糧供給量が決定された。食糧切符がなければ食糧の配給が受けられないために移動は制限されることとなった。

この後、戸籍管理は強化される。1958年《中国人民戸籍登記条例》が公布され、都市—農村別の戸籍登記とすること、都市—農村間の移動を制限することとなった。1963年には公安部によって農業戸籍と非農業戸籍に分けられることとなり、1975年の修正憲法では公民の移動の自由の条文が消された。1977年11月に国務院は《公安部、戸籍移動の処理の関する規定》を批准し、農村から都市への人口移動を厳格に抑制することとなった。

それに加えて就業形態が都市と農村で分かれていた。就業政策は都市中心に展開され、国家が責任を持つのは都市のみであり、農村の就業に関与はしていなかった。すなわち都市労働力は国家の統一分配(統分統配)、農村は農村集団による統一按配(統一按排)というシステムであり、相互に関与することはなかった。

都市では統一管理統一分配(統包統配)という就業制度が実施された。重工業化により都市部の就業環境が厳しい中、都市の労働力を国家が就業をすべて管理し、行政手段によって統一的な計画、統一的な求人、統一的な配置が行われた。これは1952年より実施された。企業に人事採用や解雇の権利はなく、給料、福利厚生、保障も国家によって負担された。これにより労働力の移動は不可能になった。

農村での就業は完全に土地に依存していた。1958年からの農民集団化(人民公社化)が推し進められ、生産隊の管理の元で農民は農作業に派遣され、年齢や性別、体力などの状況を換算して労働点数が計算された。農村の労働力も自由な移動は許されず、国家による求人、大学受験、軍隊などいくつかの例外以外は農村から都市部での就業は不可能であった。

この就業制度は表面上失業者が存在しない。逆にいえば大量の余剰労働力を都市、農村が抱えるということになる。

(2) 土地使用の規制

土地も私有から国有あるいは集団所有に変更されていった。1949年の新中国成立以来、社会主義公有制を建前とし、自由な売買は不可能になった。中国の土地使用制度の特徴は、①土地の無償使用、②無期限使用、③転売の禁止、である。ただし、新中国成立直後は土地の私有制が実施された。地主から土地を取り上げるとともに、1950年の《土地改革法》によって「土地所有証」が発行され、都市、農村ともに土地の私有が認められた。

その後農村の社会主義改造によって農民の土地は集団所有制に変更されることとなる。いわゆる「三大改造」である。まず農民を互助組から初級合作社への集団化する。次に初級合作社を高級合作社にする。最後に人民公社化を行い、人民公社、生産大隊、生産小隊という三級の土地集団所有制とされた⁴⁾。初級合作社に農民が集団化される時は、農民は土地株式配当方式であった。集団に持ち込んだ土地の量で分配された。しかし高級合作社になるにあたって、土地とは関係ない労働分配方式となった⁵⁾。これにより土地は完全に集団所有制になったのである。

人民公社時代の土地は流通が認められていなかった。1962年《農村人民公社工作条例修正草案》では、宅地は生産隊所有であり、賃貸や売買は禁止されていた。ただし家屋については農民私有であり自由売買や賃貸が可能になっていた。

(3) 資金の統一的管理

計画経済時代の財政を支えるのは国有企業の利潤であった。融資という概念はなく銀行は国有企業の会計部門のような存在であった。中国の都市化にとどまらず都市部に存在する国有企業を発展させるための資金は農村に求められた。農村では先にみたように農民の集団化がすすみ、人民公社が設立された。人民公社は、農村における計画経済を実行する末端組織であり何を植えて何を収穫しどれだけ農村に蓄積し、どれだけ中央(あるいは都市部の地方政府)に上納するかを決定していた。買い上げる農産物価格、都市部国有企業で働く労働者の賃金を相対的に低くし、工業製品の価格を相対的に引き上げることによって都市国有企業の利潤を拡大することができる。いわゆる南(1990)の指摘する強蓄積メカニズムであった。

強蓄積メカニズムは、農村部の余剰資金を都市部に回すシステムとして機能した。このメカニズムによって農村部から余剰をひねり出し、それを工業化や都市建設の原資としたのである⁶⁾。

II.2 改革開放 都市—農村二元化構造の変化

易他(2013)は都市農村一体化の流れは群衆の自発的な変革への実践が党と政府の政

策になって改革を推し進めて変革されてきたとする。下からの実践という意味で中国の都市—農村二元化構造の変化は中国の改革開放過程の全体像と一致する [コース・王 2013]。

(1) 戸籍

易他 (2013) によれば、中国の戸籍制度改革は第 14 回党大会 (1992 年) と第 16 回党大会 (2002 年) を境として、二元構造内部の局部的調整→二元構造の有限的突破、都市農村一体化へと進んだという。

1978 年安徽省小崗村から始まった「家庭生産請負責任制」は 1982 年の共産党一号文件につながり、正式に政府の政策となった。この結果土地制度に大きな変化が現れることとなった。まず、農民が農業生産の決定権をもつようになったということ、土地の剰余収益権は農民にあることとなった。農民の農業経営に対する積極性をひき出すとともに、人民公社、計画価格体制及び重工業優先戦略という束縛から社会の生産力が解放される形になった。それは農村における郷鎮企業の発展という形であられる。請負制により余剰労働力が顕在化するとともに、町村集積部 (城鎮) での郷鎮企業の発展により、農民の鎮中心部への出稼ぎが増加することとなったのである。これに伴い、国家は農民が都市に入って仕事につくことに対して戸籍の緩和政策をとることとなる。

1984 年国務院は《農民が鎮中心部に入って定住することの問題に関する通知》を出し、自分で糧食問題を解決することを条件に工場勤務、商業従事、サービス業の起業を認めることとした。また「農転非」のコントロール指標を提示するとともに、それに従って農業から非農業への転換を推進した。

1985 年全国人民代表大会常務委員会は《中華人民共和国居民身分証条例》を出し、これまで世帯戸籍管理であったものを居民身分証によって個人管理を行うこととした。同時に外来人口の治安問題について 1985 年公安部は《城鎮暫住人口管理に関する暫行規定》を出し、流動人口に対して一時居住証 (暫住証、寄宿証) を発行することとなった。これにより人口移動は仮であるにせよ、合法的なものとなる。

次に、1992 年を境に小都市 (小城鎮) 戸籍の移動制限はなくなった。これが二元化構造の有限的突破である。80 年代の食糧生産の増産により食糧供給が安定的になった。これにともない食糧不足のために実施されていた食糧の配給切符制度が徐々になくなるとともに 1993 年に全面的に取り消されることとなる。1980 年代を通じて都市には非正規ながらも第二次、第三次産業に従事する農民が増加していった。1992 年公安部は小都市 (小城鎮)、経済特区、経済開発区、ハイテク技術開発区において当地のみで有効な戸籍

管理制度を認めることとした。1997 年国務院は公安部の《小城鎮戸籍管理制度改革試点方案》を批准し、テスト地域での改革経験をもとに、2001 年《小城鎮の戸籍管理制度改革の推進に関する意見》を批准する。この《意見》では小都市の常住人口に関しては計画指標管理をやめるとともに、基本的 (絶対的多数の都市で) に小都市戸籍は農民に開放されることとなった。

2002 年以降、都市農村の戸籍の一体化が本格的に進むこととなる。2003 年より一部の大都市をテスト地点として、全国各地で都市農村の戸籍管理制度の一体化の取り組みがなされるようになった。例えば、2003 年鄭州市では「一元化」された戸籍改革を実施する。すなわち農業戸籍、一時居住戸籍 (暫住戸籍)、小都市戸籍 (小城鎮戸籍)、非農業戸籍などをなくし、各県市区において住民の戸籍を「鄭州居民戸籍」とし、自由な人口移動を認めることとした。ただし、教育、交通、衛生などのインフラ建設が人口流入に間に合わず、この改革は一時ストップすることとなった。2004 年南京市は全市で農業戸籍、非農業戸籍を取り消し、実際の居住地で戸籍を登記し、呼称も居民戸籍と統一した。これは一定の成功をおさめ、2006 年までに河北、遼寧、江蘇、浙江、重慶、四川等の 12 省市自治区において戸籍制度の一元化が推進されることとなった。2006 年人事部は国家公務員試験において戸籍規定を取り除いたし、2010 年に重慶市は農民が土地をもったまま居民戸籍へ転換できる制度を導入して話題となった。2011 年国務院は戸籍管理制度の改革に関する通知を出し、戸籍移動政策を推進し、中小都市や小城鎮で戸籍を取得することを緩和した。

21 世紀に入ると国家の就業政策は積極的な都市農村の一体化した労働市場に向けた改革になっていく。農民工の絶え間ない都市への流入、大学増加による大学卒業生の増加は都市社会における重要な就業圧力となった。都市全体で全労働者の就業再就業の数字は、政府マクロコントロールの目標の一部となった。労働市場を整備し財政金融政策による創業起業支援が打ち出され、就業ポストの増加と求職者の職業訓練が市場化における重要な役割を果たしたのである。都市住民、農民工に関係なく求職者としての職業技能の向上、第 2 次第 3 次産業の振興による就業ポストの提供が政府の重要な対策になったのである。

(2) 土地

改革開放以来 30 年が経過するが、中国の土地制度の特徴は土地公有制、すなわち、都市の土地は国有、農村の土地は集団所有が基本である。1982 年の憲法で都市の土地は国家所有であり、農村の土地は集団所有であることが明記された。これ以降、農業用地で

あれ農村の建設用地であれ、都市や工業用地に変更するには一度国有地にしなければならないことになっている。農民が農村から都市に流入し、第二次産業、第三次産業に就業するようになると、農村の農地は荒地となり、耕作放棄地として存在することとなった。しかし二元化された土地制度は土地の資源配分という点で非効率を生むこととなっている。

開放政策により都市部の国有地の使用については、市場化の波が押し寄せた。1979年7月の第5回全国人民代表大会の第2次会議で《中外合資経営企業法》が公布されると、外資系企業に土地を貸し出すことが可能となった。1982年、深圳の経済特区では土地の等級にしたがって費用を徴収することが行われた⁷⁾。1988年には国務院は全国の城鎮で土地使用税(費)の徴収を認め、同年4月の第7回全国人民代表大会第1次会議で1982年憲法を修正し、土地使用権の有償譲渡、転売、貸出、担保の権利が認められることとなった。9月に深圳では50年という有期限、5000平方メートル強の土地単位で譲渡が認められた。これが国有土地使用制度改革の序幕となった。11月には深圳、上海、天津、広州、厦門、福州が土地使用制度改革のテスト地域となったのである。12月には深圳で国有地の使用権の公開入札が新中国成立以降、はじめて行われた。1988年には全国各地で不動産取引所が設立され、各専門銀行は不動産担保の信託部門ができることとなった。1990年には外資の不動産市場参入を認め、《城鎮国有地使用権の譲渡と転売暫行条例》、《外商投資の土地開発経営暫行管理弁法》が公布され、土地使用制度改革は全国で展開されることとなった。1997年に新疆ウイグル自治区政府は24万ムーの農村国有地の開発について、海外からの資本に対し、公開入札を行った。これが国有地のはじめての外資開放となった。

このような流れとともに、中国の土地制度改革は主に二つの方面で実施されることとなる。第1に土地行政管理制度の改革である。1986年に国家は《土地管理法》を制定し、国家土地管理局を設置した。第2に、土地使用制度の改革である。土地の使用権と所有権を分離し、土地の無償無期限使用を有償かつ有期限使用とした。

農村の土地制度改革は1988年から始まった。山東省は德州地区で農村宅地の有償使用を試験的に実施した。これは基準に従って1平方あたり5分のお金をとることとなった。その後河北、湖北、江蘇、上海などで実施され、1990年に国務院は国家土地管理局を通じて農村宅地管理工作を強化する通知を出し、全国で推進された。このほか1987年には江蘇省南通市で郷鎮企業用地の有償使用が試験的に行われ、1992年までに140以上の県(市)で実施されたという。また1999年には安徽省蕪湖などで農村集団建設用地の流通が試験的に実施された。2001年の国家十五規劃綱要では条件の整った地域で

は積極的に土地経営権の流通を奨励するとともに、2002年の《土地請負法》では各家庭が請け負った土地請負経営権を請負の転売、貸出、交換などさまざまな方式での流通を認めた。2008年の第17回三中全会では《中共中央農村改革発展の若干の重大問題に関する決定》において、土地の請負制度は長期的に不変であることが明確にされ、都市農村の一体化した建設用地市場の設立が記載されている。これにより農村集団建設用地も流動化することとなった。

(3) 資金

中国では物財バランスを重要視する計画経済であったために、金融が発展してこなかった。しかし改革開放により、都市建設の資金は財政から金融へと変化していく。それでも改革当初は、各地方の都市発展の資金は地方政府の財政によってまかなわれた。

各地方の財政は、地方財政請負制から分税制へと改革されてきた。

1980年国務院より《『収支区分、分級請負』の財政管理体制の実施に関する暫定管理規定》が公布された。当初は、全体の財政収入を中央の固定収入、地方の固定収入、両者の交渉によって決まる部分というやり方(現在の分税方式に近い)から総額配分請負に変わっていった。1983年には総額分割制へ移行し、1988年には財政請負制へと転換した。具体的には、徴税が簡単で中央との交渉で定額が決まる、定額上納方式が一般的になっていった。これは地方が中央の代理として徴税した税を地方が一定の割合で留保するものである[内藤2004, 第5章; 梶谷2011, pp.33-35]。

地方政府は自地域の発展のために別の資金源を見つけ出した。それが予算外収入である。予算外収入は地方で認められている各種の税付加、病院やホテルなどの事業体収入である。正規の予算収入と予算外収入を合わせて、地域の発展資金としてきた。

その他にも地方政府の自己調達資金は地元の人民銀行や国有商業銀行に働きかけて得る融資や地方政府が資金調達のために設立した信託投資公司などのノンバンクを窓口として得る資金があった[内藤2002, p.82]。

このような財政面における地方分権化と地方政府の積極的な資金調達によって、中央政府の財政比率は減少していった。そこで中央集権的な財政制度改革が実施されることとなる。

1993年12月、国務院は《分税制管理体制の実施に関する決定》をだして分税制を導入することになった。これは各種税を中央税と地方税、共有税にわけて徴収するものである。これにより中央の財政資金力は上昇した。

また同時に予算外収入は予算内収入に改革されていった。地方政府が各種徴収してい

た費用を税に転換していくとともに、地方の取り分は減少した。地方から出たきた不満に対しては中央が財政移転を行うことで地方の既得権益を守るようにはしたが、それでも地方の財政資金力が低下したことは否めない。

これにより、地方の下級政府、とくに県や郷、鎮などの農村政府は資金不足に陥った〔内藤 2004, p.192; 内藤 2013〕。農村の道路、学校などのインフラ建設という資金需要に対しては、農家に対する恣意的な費用徴収によって財政資金の不足分を埋め合わせる「乱収費（みだりに費用を徴収すること）」が行われたのである。

農村における「乱収費」を問題視した中央政府は 2002 年に農村税费改革を実施した⁸⁾。これは地方政府による農民からの費用徴収や無償の労働力の提供を基本的に廃止すること、農業税および農業特産税を最高税率 7% という基準にそって調整すること、義務教育などを農民からの費用徴収によってではなく各地方政府によってまかなうこと、などを盛り込んだ改革である〔梶谷 2011, p.43〕。

資金源が減少してきた地方政府にとって地方の開発とくに都市部のインフラ建設資金は頭の痛い問題であった⁹⁾。これはその後の融資プラットフォーム（融資平台）の発明へとつながっていく。

III. 「都市化」問題の構造

(1) 「人」の都市化

中国の都市化は「新型都市化」と言われるように、今までの都市化ではない、新たな都市化を目指している。この新型が意味するのは「以人為本（人を以って本となす）」と胡錦濤政権で指摘されていた人間本位の経済開発である。

なぜ人に注目するのか。中国の都市化は「都市建設だと理解されてきた」〔関 2013, p.72〕のために、都市で働き生活する人々の生活向上が考えられてこなかった。計画経済時代には農村から労働を調達し都市建設と称して国有企業建設やそれにまつわるアパート群の建設が行われてきた。しかし都市建設が一段落すると農民は農村に帰された。いわゆる「都市化なき社会主義」の建設である〔小島編 1978〕¹⁰⁾。

現在でも似たような状況が続いている。いわゆる都市部で経済建設に従事する農民工たちの存在である。

都市の常住人口は 6 億 6570 万人である（2010 年）。しかしそのうち半分近くの 3 億 960 万人が農業戸籍のまま（2010 年人口センサス）。農業戸籍のまま都市に住んでいる農民たちは都市部で差別的待遇にあっている。これまで農民は都市に住むためには「暫定居留証」や「就業許可証」がないと住むことができない。この条件を満たさない農民

は強制的に農村に追い返される。農民は都市建設を支えるものの、その目的を達成すればあくまで帰村してもらうという対象であった。

「新型都市化」は都市部に住む農民の定住化、都市住民化を目指す。ただ都市建設としての労働者ではなく、都市に住む住民としてもともと都市に住んでいる人々と同じ待遇になるということが必要なのである。

戸籍の改革は進んでいる。前節でも述べたように 2001 年に小都市の戸籍が農民に開放された。そして国務院弁公室は 2012 年 2 月 23 日に《積極かつ穏当に戸籍管理制度改革を進展させることに関する意見》を公表した。この《意見》では具体的に戸籍移転の条件が示されている。県級市は仕事と住所さえあれば戸籍移転は可能となり、計画指標は存在しないこととなった。地級市や副省級市では就業と定住期間が 3 年以上という条件があれば戸籍の転換が可能とした。ただし直轄市は規模を厳しくコントロールしている。

戸籍制度はただ撤廃すればよいというわけではない。農民工の都市部での生活環境が改善されないと戸籍を転換したいというインセンティブをもたないからだ。とくに土地と社会保障の問題は切実である。農民にとって土地は社会保障の役割を持つ。失業して生活がままならず、あるいは高齢になって仕事が続けられなくなったとしても、農村に戻り土地があれば生活を支えることが可能である。都市に住む農民が都市住民と同じように失業保険や年金が整備されないことには、農民は都市で戸籍を転換しようとはしない。

社会保障整備は遅れている¹¹⁾。例えば陝西省農民工の都市部医療保険への加入率は 4.2%、労災保険への加入率は 13.7% である。この地域では義務教育に戸籍制限を設けていないが、都市部の公立学校に通学している農民工の子どもは宝鶏市では 64.5%、商洛市では 89% である〔独立行政法人労働政策研究・研修機構 2013 年 11 月〕。一方沿海部の浙江省磁溪市（寧波市に属する県級市の調査では農民工の社会保障加入率は、養老保険 10%、失業保険 3%、医療保険 22%、労災保険 35% である〔小原・厳 2012, 図 10-5〕。同市の農民工のうち 8 割強に子どもがおり、うち 4 割以上が子どもも出稼ぎ先に連れてきている。その子どもの 7 割以上が公的學校で教育を受けている〔小原・厳 2012〕。

戸籍転換の条件である定住環境の整備も難しい。先の陝西省農民工の調査では、都市部に持ち家を購入している農民工はわずか 0.4% で、80.9% は民間の賃貸住宅または社員寮に住んでいるのが現状である。磁溪市でも持ち家率は 0.7%、賃貸住宅は 95% である。

実際に制度を緩和しても、農民の都市住民化が進むわけではない。農民にとっては農

民戸籍がなくなることによって農民である唯一のメリットである土地が奪われる。都市部では戸籍転換しても教育水準の低い農民工の長時間で危険なところで働かされるといふ就業問題が解決するわけでもない。つまり戸籍制度の改革は制度撤廃だけでは進まないのである。

(2) 土地

中国の都市化で重要な制約条件が存在する。それが耕地の18億ムーレッドライン(「紅線」)である。都市化が進むことによって耕地が宅地や工業用地に転換されていくと農業生産が減少してしまう。そこで中国政府が設定したのが耕地の18億ムーレッドラインである。

第11次五カ年計画の発表とともに、2006年国務院は《全国土地利用総体規画綱要(2006年—2020年)》を発表し、耕地保護の最低ラインとして18億ムーを設定した。

1990年代から2000年代前半にかけて農地は急速に減少してきた。19.88億ムー(1985年)から19.14億ムー(2001年)へ、それが2005年には18.31億ムーとなった。2010年には18.26億ムーとなり、そのスピードは落ち着いたものの耕地はすでに18億ムーというレッドラインすれすれという状態になっている。

それに対して、都市建設用地の需要は高まっている。都市建設用地面積は2001年から2010年までの10年間で14081平方キロメートル(≒0.21億ムー)増大した。これは過去最高の数字であった[葉2013a]。

国土資源部が2011年に通達した建設用地の指標は670万ムーであった。ところが全国31省の用地需要の合計は1616万ムーになった[葉2013a]。つまり国家が用意する建設用地の供給は潜在需要の40%しかないということになる。

葉・焦[2013b]の推計によると、2030年までに都市化水準の目標が70%、総人口が15億人とすれば、都市人口は10.5億人になる。2010年の年人口が6.6億人であるので、都市人口はこれから3.9億人増加させないといけないことになる。都市の面積/人口が1平方Km/万人とすると、単純に3.9万平方kmの年建設用地が必要となる。

2010年の耕地面積は18.2億ムーである。つまり18億ムーのレッドラインまであと0.2億ムー(≒1.33平方km)しか残っていない。つまり今後都市化をする上で、2.57万平方kmの土地が足りないということになる。

2006年に国土資源部は、都市農村建設用地増減リンク制度を試行し始めた。これは農村の土地を土地建設用地にした場合、どこか別の場所に農地を用意して、建設用地の増加と農地の減少のバランスをとるといったものだ。

足りない都市建設用地をどのようにかき集め、農業用地をどのように維持するのか? その答えが新農村建設にある。城鎮レベルで進められる新農村建設とは、農民を新しく開発したマンションという一部の地域に移住させ、分散していた農民の宅地や行政機関を耕地に転換していくという政策である。

都市化率70%に向けて、不足する2.57平方kmの土地は新農村建設によって生み出す必要がある。農民一人当たりの建設用地が200平方mとして計算すると、1.28億人を新農村建設で移住させる計算になる。中国の行政村1つあたりの人口は900人であり、約14万村(村庄)にあたる広さになる。中国には現在69.2万の行政村があるので、約1/5が新農村建設を積極的に進めないといけないことになる。別の言い方をすると、約1/5の行政村が都市化で消える(小都市に生まれ変わる)運命にある[推計は同じく、葉2013a]¹²⁾。

都市化にあたって必要な都市の建設用地は不足している。都市と農村が二元化されている中では都市の用地は国有地でなければならないが、必要な土地は農村にある集団所有地の土地を用いなければならない。ところが農民の宅地や集団建設用地は保留しなければならないところから、都市の拡大にあたってはそのような農村の土地を保留しつつ都市が拡大されてきた。これによって「城中村」(都市の中の村)が存在している。北京には337の「城中村」が存在し、これらの集団建設用地を合計すると400平方キロメートルになるという[『財新網』2014年1月10日]¹³⁾。

(3) 資本

現在のところ中国の都市化は街をつくるというインフラ面での整備が中心である。人々の生活水準を向上するためには公共交通機関の整備などが必要である。都市化は経済構造を消費主導型に転換したいという意図を持ちながらもまだ投資主導型の都市化が行われているのが現状である¹⁴⁾。

都市インフラ建設資金の重要な源は地方政府が設立してきた「融資平台(プラットフォーム)」であった。「融資平台」は2008年末に打ち出された4兆元の景気刺激策が打ち出されて以降、地方に設立されてきたノンバンク企業である。一般に「都市建設投資集団」という名目で設立され、社債を発行し地元の銀行から融資を受け入れ、また証券会社にインフラが生み出すキャッシュ・フローを証券化させ一般投資家から資金を集める方法を採用する[梶谷2011, pp.214-215]。

中国では正規の金融システムが規制によってがんじがらめになっている。また地方政府は地方債を発行することが不可能である。銀行の利子は低く抑えられているために家

計は銀行にお金を預けない。また銀行は国有銀行が主体であり、貸出も国有企業に向かう。そこで地方政府は「融資平台」と呼ばれる地方政府主体の国有のインフラ開発事業体を立ち上げる。地方政府の信用をもとに国有銀行融資を受けてその資金でインフラ建設を行う仕組みだ。

その後、「融資平台」を経由した地方政府への債務が増加してくると、中央政府から銀行融資の制限がかかるようになった。今度は「融資平台」はマンション、地下鉄などの都市インフラ、開発区等の開発において「城投債」(城市投資債)を発行する(とくに2012年、2013年に急増した¹⁵⁾)。都市インフラが生み出すキャッシュ・フローを返済原資として証券化が行われ、これが信託銀行による「理財商品」の開発につながった。銀行よりも利子率が高いため、家計資金が理財商品に流入し、地方のインフラ建設を支えるようになった。

このような資金調達システムは現在以下の二つの問題を抱えている。

①不動産バブルの問題

都市化という開発期待は土地需要を高める。土地を開発すればお金になる、という期待は土地バブルを発生しやすい。土地が開発されマンション群が立ち並び、多くの人が投資目的で購入することがあったとしても、実際に人はほとんど住んでいない「鬼城」(ゴーストタウン)になってしまう現象も発生している。不動産価格が上昇していても実需が追いついておらず、もし何かのきっかけで融資をした銀行が債権回収に動けば、不動産の投げ売りが始まり、バブルが崩壊する危険さえある。いずれも「担保となる土地資産が将来にわたり値上がりするという期待に支えられた行為だという意味で、極めてバブルを誘発しやすい」[梶谷 2011, p.215]。

②地方債務の問題

インフラ建設のための資金調達は国民からの先借りという性質を持つ。銀行融資によって「融資平台」の債務が増加する、あるいは理財商品を通じて家計が都市インフラの証券を保有する、どちらにおいてもインフラ建設が一旦ストップする、あるいは過剰供給になって開発区に誰も入居しないというようなことが発生すると、キャッシュ・フローが止まる。もしそうになると、銀行の債権、個人が所有した証券の価値がなくなってしまう。銀行は不良債権を抱えることとなり、家計は大きな損失を被る。銀行は最終的には公的資金の注入で救われる可能性があるが、それも家計の税金負担によって賄われる。どちらにせよ、インフラ建設に必要な資金は家計が負担しており、都市化の失敗のツケは家計に回されることになってしまうのである。

2013年3月末時点で地方政府の融資平台向け貸付債務は9兆5900億元、6月末の

時点で、9兆7000億元と国の規制もあって増加は抑えられている(関根 2013)。それでも日本円にして150兆円になっている。

③土地の貨幣化

最も大きな問題は、土地の貨幣化、すなわち「土弊」(土地が貨幣化し信用バブルを生む)現象である。財政的に厳しい地方政府にとって土地買収とマンションや工業団地建設・販売は金を生む打出の小槌となった。都市化は財政難に苦しむ地方政府にとって財源確保の手段になった。これにより農民から土地を強制収用する事件も発生し、烏坎事件¹⁶⁾(2011年)のように農民と基層政府との軋轢を生むことになっている。

IV. 事例研究—成都と重慶

21世紀に入って以降、都市—農村の二元化構造は一体化へ向かって大きく前進した。特に成都と重慶は、新しい時代の経済特区と称される「総合改革試験区」に認定された。「総合改革試験区」は各地域の実情に応じて改革テーマを設定し、そのテーマを中心に新政策を試行することができる地域である。2007年成都と重慶は「都市農村一体化」をテーマとする「総合改革試験区」となったのである。

IV.1 成都のケース

成都是2003年より都市農村一体化改革を始めた。2004年には農業戸籍と非農業戸籍の二元化を一本化し、居民戸籍化を進めてきた。2008年には成都市農民が個人の借家に入っている場合でも居民戸籍を取得できるようになるとともに、2010年の《成都全域都市農村の統一戸籍を実現して居民の自由な移動を認めることに関する意見》により、2012年には戸籍の統一管理が行われるようになった。これにより居住地で戸籍を取得することが可能になった。

公共サービスについても都市農村の統一化が行われた。2003年以来成都市の農村では新型の農村合作医療と農民年金を徐々に普及させていった。このシステムを基礎に2008年成都是《都市農村居民基本医療保険暫行弁法》を試行するとともに、2010年《成都市都市農村養老保険暫行弁法》を実施した。全市住民の基本医療保険、年金の政策と待遇を一致させた。

社会保障を先行させながら、成都是土地改革を行う。成都の土地改革の特徴は農村財産権(産権)制度改革である。

2007年に都市農村一体化総合改革試験区に指定されるとともに土地改革が本格化する

こととなる [以下、具体的な事例は『中国広播網』2012年11月5日6日の記事による]。まず、2008年の年初、都江堰柳街鎮鶴鳴村が全国でも最初の財産権を確定する村となった。請負地の面積、宅地の面積を図り、それを土地財産権確定証明書として発行し、農民が受け取る。これまでは家庭生産請負制による農民の生産に対する積極性を引き出してきた。さらなる積極性を引き出すには土地の財産権を確定するところまで来たといえる。国有企業が80年代請負制を導入し、90年代は所有権の改革を行ったが、農村では20年後になって所有権の改革が始まったことになる。

2008年4月より都江堰、大邑、温江、双龍の4区県を試験地域として財産権確定運動に宣伝員を導入する。しかし大きな問題が発生する。家族構成の変化、結婚離婚、請負権の賃貸などによりどこまでが自分の土地でどこまでが他人の土地か財産権を確定することは非常に困難を極めたという。この調整が始まった当初農村の村書記は大声で農民間の調整を行うので声が枯れたという。結局、郷鎮政府が関与することはやめ、村民小組による群衆解決方式を採用することとなった。具体的には村民議事会を設置して、利害関係のある農民同士が話し合いをするという方法をとった。ただ財産権確定の過程で一部の農民は土地を小さく申請しており、今まで税金を過少深刻していたことが発覚したりすることもあったようだ。いずれにせよ2012年7月末で成都市の5割弱の土地の財産権が確定したという。

次の改革は流通である。大邑県韓場鎮は農業産業化が進展している地域であった。1万8千ムーの土地のうち1万ムーが流通した。村の土地の50%以上が流通し、これにより農業の大規模化を行うことができ、農民には賃貸料が入るとともに出稼ぎに出ることによって収入が増加した。

流通の場は、2010年7月に設けられた農村財産権取引所(産権交易所)である。ここでは土地請負経営権、林権、農村家屋所有権、集団建設用地使用权、農村集団組織株式権利、農業知財などさまざまな財産権が取引される。2012年の時点で15万回以上、370億元以上の取引が実施された。

都市に必要な土地が流通するようになると問題は、18億ムーという国家の農地保護最低ラインをどのように守るのかということである。

成都では「耕地保護基金」を40億元準備した。例えば、双龍県興隆鎮のある農民の事例をみてみよう。彼は請負地を7ムー持っていた。政府と耕地保護契約を交わすことによって2331元のお金が入ることになる。そのお金で農村養老保険(年金)を買うことにより耕地を守りながら老後の保証を得る形になる。耕地保護の補助金基準は、一般農田400元/ムー/年、一般耕地300元/ムー/年となっている。農地を保護することに

よって毎年補助金が得られることになる。ただし補助金は現金で手元に入るわけではなく、直接養老保険に回される。農地保護と社会保障を掛けあわせている形が成都の特徴だ。

IV.2 重慶のケース

重慶は1992年に長江沿岸開放都市に指定され、1997年には四川省から独立する形で第4番目の直轄市になった。2007年に成都とともに都市農村一体化総合改革試験区に承認されている。重慶の改革の現状を易等(2003)からみてみよう。

重慶は2010年に两江新区という国家級の経済開発区が設置された。この他にも保税港区、ハイテク技術開発区や経済開発区の設置等により多くの産業、とくに世界企業番付に名前を連ねるトップ企業を積極的に誘致してきた。都市部での就業者や農村からの就業者の求職活動には労働市場を整備し、職業訓練、職業紹介、就業情報の提供など、市場競争を通じての就業を推進してきた。就業に難のある人には公益性の仕事を提供するなど、安定的な就業させる政策を実施してきたのである。

戸籍改革は条件が揃えば都市戸籍に入ることができるということから始められた。とくに就業が安定していることを条件とした。例えば、都市中心部では工業、商業の経験が5年以上(郊外の県城では3年以上)、市内で学ぶ農村戸籍の大学生、専門学校生、新しく退役した農村戸籍の義務兵、および農村戸籍の士官で服役期間が10年未満のものも城鎮戸籍に入ることが可能となった。

住所が安定していることも重要な条件となった。農民が県城以上の都市戸籍に転換するには住所と経済生活が安定していることが必要である。ここでは3つの条件が課せられている。一つは商品住宅を購入していること、二つ目は工商業従事が3年以上で合法的な安定的住所を持つこと、三つ目は投資をして商売を行っており、3年間の累計納税額が5万元あるいは1年の納税額が2万元以上あると同時に、同じく合法的な安定的住所を持つことである。郷鎮小都市戸籍には制限をなくし、農民戸籍を持ちかつ希望するものには都市住民戸籍を与えるとしている。

社会保険政策は臨機応変に対応させている。土地を離れた農民、あるいは土地は保留するけれども城鎮に住む農民は都市の養老、医療保険に入ることが可能である。

戸籍転換しても農村の福利は保留することとしている。戸籍を転換しても糧食生産に携わり、退耕還林や公益的な林業保護に携わる場合の補助金はそのまま受け取ることが可能である。

重慶の土地改革の目玉は「地票」制度である。農民が都市に出稼ぎに出ることによって、耕作放棄地が増えてきた。また宅地や郷鎮企業用建設用地として残していたところも全

然使われていないところもあったという。そこで、宅地や耕作放棄地、企業用建設用地、村の利用されていない公共施設用地などをすべて農地に戻し、同時に村に住んでいる人々を「新農村建設」のスローガンのもと一部の地域に集めて住ませるようにした。その結果農地が生まれるのでこれが「地票」(=土地の開発権)となる。この地票を都市部のデベロッパーが購入することにより、都市周辺の都市建設用地の使用権を手に入れることが可能となる。

「地票」は2008年に新設された重慶市内の地票取引所(交易所)で取引されることとなった。都市の開発需要が高まると農地への需要が高まることになり、農地を「生産」しようというインセンティブになる。また「地票」売買で得た利益は農民への土地補償、社会保障への原資、都市開発のための資金になる。

V. おわりにかえて

本稿では中国の都市化の課題は、生産要素市場の都市農村一体化が可能かどうかという観点で論じてきた。

生産要素市場の都市農村一体化という観点からみると、労働、土地、資本では以下の問題が指摘される。

①労働では、都市・農村で戸籍制度が分断されており、統合の取り組みがなされているが、社会保障制度の未熟も関係して、進展が困難である。農業を支え都市のスラム化を防ぐために戸籍制度が果たした役割は大きい。今後都市化を行うにあたって、自由な労働移動や戸籍制度に差別されない就業制度の確立が必要である。同時に戸籍制度は都市住民と農民の社会保障制度を分離していたために、都市戸籍を農民に開放するだけでは、就業や住居、そして社会保障の問題がある限り、そう簡単ではない。

②土地でも、都市・農村の土地所有制度が分断されており、農業維持を図りながら、都市化に必要な土地を調達することは難しい。土地所有制度が分断されているが故に、農地は保護され、農業生産の維持に貢献したが、18億ムーという耕地を維持しながら、農村と都市間で効率的に土地の流通が行われることが必要だ。成都や重慶でみたように、財産権を確定しながら土地の取引が始まりつつあるが、18億ムーという制約条件を満たしながら土地取引を可能にするシステムの確立には時間がかかるであろう。

③資本では、地方政府が経済開発の「積極果敢なアクター」[梶谷2011]として財政資金を投じてきたが、税金以外の予算収入の拡大に力を注いできた。分税制により地方政府は資金難とくに行政レベルが下がるにつれて資金確保は難しく、このような背景が土

地を担保にノンバンクを通じて資金を調達する方法、融資平台が発明されてきた。積極的な都市開発資金の調達機関として融資平台の役割に対し、積極的な評価を行うことは可能であるが、それにより無理な土地収用が行われているのも事実である。

都市化は経済成長を促すとともに、経済成長によって都市化が促される側面もある。経済発展とともに市場経済化がすすみ、人々が自由な意思決定を行うことができれば、自然に人は集積の外部性を求めて都市に集積する。

ところが中国では都市の集積を妨げるメカニズムが存在していた。それが都市-農村間における二重構造である。この二重構造を突破する改革が進められているが、その改革は容易ではない¹⁷⁾。

都市化の課題は生産要素が都市農村間で一体化され、自然に都市に人と金が集まるようなメカニズムをどのように確立するか、なのである。

<参考文献>

- 岡本 信広 2014a 「中国はなぜ都市化を推進するのか?—地域開発から都市化へ」『ERINA REPORT』No.115 環日本海経済研究所 pp.4-12
- 岡本 信広 2014b 「中国が目指す「新型都市化」とは何か?」『東亜』No.559 (2014年1月号), pp.4-5
- 小原 江里香・巖善平 2013 「農村労働市場の基本構造」加藤弘之編『中国長江デルタの都市化と産業集積』勁草書房 pp.215-234
- 梶谷 壊 2011 『現代中国の財政金融システム』名古屋大学出版会
- 梶谷 壊 2012 「農村都市化の政治経済学-農地流動化, 非農業転用の観点から」加藤弘之編『中国長江デルタの都市化と産業集積』勁草書房 pp.256-279
- 加藤 弘之 2012 「なぜいま長江デルタに注目するか」加藤弘之編『中国長江デルタの都市化と産業集積』勁草書房 pp.3-18
- 関 志雄 2013 『中国 二つの罫』日本経済新聞出版社
- 小島 麗逸 編 1978 『中国の都市化と農村建設』龍溪書舎
- 小林 弘二 1974 『中国革命と都市の解放: 新中国初期の政治過程』有斐閣
- 田中 修 2013 『中国の都市化と財政問題』『日中経協ジャーナル』No.236, 2013年9月号 pp.10-13

- 関根 栄一 2013 「中国の地方債務をどのように捉えるべきか」『季刊中国資本市場研究』Autumn, (http://www.nomurafoundation.or.jp/data/CCMR07-03_Au2013_000.pdf)
- 内藤 二郎 2004 『中国の政府間財政関係の実態と対応 -1980-90年代の総括』日本図書センター
- 内藤 二郎 2013 「債務問題を抱える地方財政 - リスクの拡大と構造問題」『日中経協ジャーナル』No.236, 2013年9月号, pp.2-5
- 中兼 和津次 2012 「「都市農村一体化」政策とその背景」加藤弘之編『中国長江デルタの都市化と産業集積』勁草書房 pp.21-45
- 中村 良平・田淵 隆俊 1997 『都市と地域の経済学』有斐閣ブックス
- 日経新聞社編 2013 『習近平に中国は変えられるか』日経新聞出版社
- 星野 真 2012 「都市定義の変遷と都市・農村間所得格差の動向」加藤弘之編『中国長江デルタの都市化と産業集積』勁草書房 pp.303-325
- 丸川 知雄 2013 『現代中国経済』有斐閣アルマ
- 南 亮進 1990 『中国の経済発展—日本との比較』東洋経済新報社
- 楽君傑 2013 「農民工と社会保障 - 養老保険加入と所得, 教育水準の関係を中心に」加藤弘之編『中国長江デルタの都市化と産業集積』勁草書房 pp.235-255
- ロナルド・コース、王寧 (栗原百代) 2013 『中国共産党と資本主義』日経BP社
- 易小光等 2013 『統籌城郷発展的的就業, 戸籍与土地利用制度聯動研究』中国经济出版社
- 葉裕民 2013a 「中国城郷建設用地流轉的原因与效果」アジア経済研究所研究会配布資料 2013年11月25日
- 葉裕民・焦永利 2013b 『中国統籌城郷発展的的系統架構与实施路径』中国建筑工業出版社
- Glaezer, Edward 2011 Triumph of the City, Penguin (エドワード・グレイザー (2012) 『都市は人類最高の発明である』NTT出版)
- Ye, Yumin and Richard LeGates 2013 Coordinating Urban and Rural Development in China: Learning from Chengdu, Edward Elgar
- 「戸籍制度改革の「いま」—広がる緩和・撤廃の動き、難色示す地方政府も」独立行政法人労働政策研究・研修機構 2013年11月 (http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2013_11/china_03.htm, 2013年11月24日アクセス)
- 「特大城市生活用地外不再新增建設用地」『財新網』2014年1月10日 (<http://china.caixin.com/2014-01-10/100627542.html>, 2014年1月11日アクセス)

- caixin.com/2014-01-10/100627542.html, 2014年1月11日アクセス)
- 「[深水闯关] 土地改革: 成都, 从确权到流转 (上)」『中国広播網』2012年11月5日 (http://finance.cnr.cn/txcj/201211/t20121105_511302096.shtml, 2013年6月7日アクセス)
- 「[深水闯关] 土地改革: 成都, 从确权到流转 (下)」中国広播網 2012年11月6日 (http://finance.cnr.cn/txcj/201211/t20121106_511310051.shtml, 2013年6月7日アクセス)
- 「成都市创新耕地保护机制 农民保护耕地可得实惠」人民網 2008年11月23日 (<http://finance.people.com.cn/nc/GB/8389800.html>, 2013年6月7日アクセス)

〔注〕

- 1) 2013年3月5日温家宝が全人代に対して行った「政府活動報告」、李克強が全人代最終日の3月17日に行った就任後初の記者会見の内容から、田中 (2013) も都市化の意義として、消費拡大、インフラ建設、サービス業の発展につながるため、都市化は成長のエンジンであることを指摘している。
- 2) 加藤 (2012) は、中国の都市化には、「既存都市内部の構造変化と並んで、都市部が周辺の農村部に外延的に拡張していく過程が含まれる」とし、「統計上の都市は「城市 (City) と「建制鎮」 (Town) を指し、それ以外が農村 (「郷村」) となる。農村に区分される地域であっても昔から定期市が開かれている町 (「集鎮」、Market Town) のように自然発生的な集落が含まれる。」と述べている。中国の都市の定義は星野 (2012) に詳しい。
- 3) 中兼 (2012) も、中国の「都市農村関係は、決して歴史的必然の結果ではなく、むしろ重工業化と強制貯蓄政策がもたらした、きわめて人為的な結果」であったとする。
- 4) 現在の行政レベルで言えば、人民公社は郷・鎮、生産大隊は行政村 (あるいは自然村) の村民委員会、生産小隊は村民小組 (グループ) に相当する。
- 5) この労働分配方式が働いても働かなくても同じという「大鍋飯」現象が現れることとなった。
- 6) 丸川 (2013, pp41-43) は、計画経済時代が始まった最初は農民が犠牲を支払ったが、文化大革命期 (1966-76年) は労働者が割りにくったとする。